

忠岡町文化会館整備工事設計業務委託仕様書

1. 業務の目的

現在、忠岡町文化会館の2ヵ所からだの不自由な方等が出入りしやすいようにスロープを施しておりますが、スロープに十分な長さがなく、勾配が急であるため、安全にスムーズに利用していただけるよう、スロープの勾配等の改修を行う。また、一部のタイルに木の根により歪みが生じ、転倒の恐れがあり、危険なため、修繕することにより危険を予防する。

2. 実施場所

名称：忠岡町文化会館

住所：泉北郡忠岡町忠岡南1丁目18番17号

3. 施設概要

生涯学習施設

4. 対象設備

忠岡町文化会館のスロープ及びタイル

5. 設計業務内容

- ・ 与条件の確認及び調査
- ・ 実施設計図の作成
- ・ (工事に係る)仕様書作成
- ・ 数量積算
- ・ 基本設計内容
 - ① スロープ改修
 - ② タイルの改修(貼替)
 - ③ タイル付近の木の根撤去
- ・ 実施設計の検討
 - ① 基本設計内容の整合性確認
 - ② 意匠性・独自性に関する検討と設定
 - ③ 安全性・機能性に関する検討と設定
 - ④ 施工性・維持管理性に関する検討と設定
 - ⑤ 施設整備の提案
- ・ 工事費の算出(積算・設計書の作成)
- ・ 照査
- ・ 打合せ

《成果品一覧》

- (工事に係る)仕様書
- 図面〔計画平面図, 現況・撤去平面図, 施設平面図, 撤去詳細図, 計画詳細図〕
- 数量一覧表

○ 設計書

- ・電子データ 一式
- ・紙ベース 2部

6. 業務期間

契約日から令和5年1月31日まで

7. 費用負担

- ① 原則として当業務にかかる一切の費用は受託者が負担しなければならない。
- ② 業務中に受託者の責に帰すべき事由で、町又は第三者に損害を与えた場合は、受託者の負担でその損害を賠償しなければならない。

8. その他

- ① 作業によって生じた廃棄物等については、適正な方法で処理すること。
- ② 作業については、関係法令に基づき所要の安全対策を十分講じること。

9. 疑義

契約書及び仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は速やかに本町と協議するものとする。